

## 定 款

株式会社G A t e c h n o l o g i e s

2013年	3月12日	制定
2013年10月	4日	改訂
2014年	1月 6日	改訂
2015年	9月24日	改訂
2016年	7月 1日	改訂
2017年	1月30日	改訂
2018年	1月29日	改訂
2018年	4月11日	改訂
2018年	9月 3日	改訂
2019年	3月11日	改訂
2020年	1月28日	改訂
2020年1月	1日	改訂
2023年	1月26日	改訂
2026年	1月29日	改訂

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社 G A t e c h n o l o g i e s と称し、英文では G A t e c h n o l o g i e s C o., L t d. と表示する。

### (目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットのコンテンツの企画、制作及び運営
- (2) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (3) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用、販売及び保守
- (4) インターネットでのサーバー設置及びその管理業務
- (5) コンピューターシステムの企画、設計、開発、製作、保守、技術提供及び技術指導
- (6) コンピューターソフトウェアの企画、開発、製造、制作、販売、賃貸、保守、管理、運営
- (7) 各種マーケティング、広告、宣伝、印刷、出版、映像の企画、立案、制作、代理
- (8) 不動産特定共同事業法に基づくクラウドファンディング事業
- (9) 知的財産権（著作権、著作隣接権、ノウハウ、商品化権等を含む）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、売却及び賃貸
- (10) Web マーケティング及び Web プロモーション
- (11) アプリケーションの開発、販売、保守、管理
- (12) ヴァーチャルリアリティ領域に関する研究、開発、販売、管理
- (13) 人工知能領域に関する研究、開発、販売、管理
- (14) 各種モバイル端末に関する研究、開発、販売、管理
- (15) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理店業
- (16) ファイナンシャルプランナー業務及びこれらに付帯、関連するサービスの提供
- (17) 土地・建物の売買及び仲介
- (18) 土地・建物の有効活用のための企画及びコンサルティング
- (19) 土地・建物の賃貸及び管理
- (20) 宅地、商業用地、工業用地等の開発、造成及び販売
- (21) 建築工事、土木工事、造園工事、内装仕上工事の請負、設計、監理及び施工
- (22) 住宅のリノヴェーション業
- (23) ホテル、旅館、リゾート施設の企画、経営及びコンサルティング
- (24) 民泊事業に関する研究、開発、実施、運営
- (25) マンションの管理の適正化の推進に関する法律で定義されるマンション管理業
- (26) マンション管理に関するコンサルティング事業
- (27) 電子決済等代行業
- (28) 貸金業
- (29) 金融商品取引法に基づく金融商品取引業
- (30) 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業
- (31) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、10,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によつて委任を受けた取締役が定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、議決権の基準日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して前項の基準日を別途定めることができる。

#### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事

項は、議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

### (員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### (選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長1名及び役付取締役若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

### (重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。  
2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会議事録）

第31条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名する。

## 第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集権者)

第33条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席して、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係がある監査等委員は、議決権を行使することができない。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるものほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名する。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とす

る。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第43条 剰余金の配当は、毎年11月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年5月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第44条 剰余金の配当又は中間配当が、その支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息は付けないものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項により第7期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

2 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上は当会社現行定款に相違ない。

2023年1月26日

東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー40階  
株式会社GA technologies  
代表取締役 樋口龍



